

議事日程 (第5号)

平成26年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第91号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第92号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第3 議案第93号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第4 議案第94号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第95号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第96号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第7 議案第97号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 議案第98号 平成26年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第99号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第102号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第103号 町道路線の変更について
- 日程第14 意見書案第10号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書 (案) について
- 日程第15 請願第3号 「手話言語法 (仮称)」の制定を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第16 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書
- 日程第17 陳情第2号 2015年度教育条件整備陳情書
(継続審査分)

日程第18 請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願

(追加分)

日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 意見書案第11号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)について

追加日程第2 意見書案第12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第91号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第5号)について

日程第2 議案第92号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第3 議案第93号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第4 議案第94号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第95号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第96号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第97号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第98号 平成26年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第99号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第100号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第102号 町道路線の認定について

日程第13 議案第103号 町道路線の変更について

日程第14 意見書案第10号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書(案)について

日程第15 請願第3号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に関する請願

日程第16 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

日程第17 陳情第2号 2015年度教育条件整備陳情書

（継続審査分）

日程第18 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願

（追加分）

日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 意見書案第11号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）について

追加日程第2 意見書案第12号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について

出席議員（15名）

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 塩田 昌生君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 工藤 久司君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君

教育長	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長		麦田 厚子君	
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	金井 泉君
税務課長	神崎 一浩君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	田村 啓二君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	久保 和明君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	古田 和由君
総合管理課長	松田 洋一君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局長	西畑 尚幸君	商工課長	中野 康弘君
学校教育課長	繁永 和博君	生涯学習課長	宮尾 孝好君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第91号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第91号平成26年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第91号平成26年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、小学校のデジタル教科書購入費、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第91号平成26年度築上町一般会計補正予算の第5号について、所管の事項について慎重に審査した結果、浜の宮の旧トイレ解体撤去費、県営事業負担金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第91号平成26年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、県知事県会議員選挙費、ハザードマ

ップ作成事業費、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第92号

日程第3. 議案第93号

日程第4. 議案第94号

日程第5. 議案第95号

日程第6. 議案第96号

日程第7. 議案第97号

日程第8. 議案第98号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第2、議案第92号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第8、議案第98号平成26年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第98号まで、一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第92号から議案第98号までの委員長報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） **議案第92号**平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増

額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第93号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額、工事路線追加による資本的支出の追加が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第95号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本件について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額、消費税確定に伴う追加が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第96号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第97号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号平成26年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で説明が終わりました。

日程第2、議案第92号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第93号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第94号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第95号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第95号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第95号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第96号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第96号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第96号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第97号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第97号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第97号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第98号平成26年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第98号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第99号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第99号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第99号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改定を行うため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第99号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第99号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第100号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第100号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第100号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、条例に引用している母子また福祉法の題名が一部改正されたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第100号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第101号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第101号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第101号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、国民健康保険条例参考例の一部を改

正する条例の施行を踏まえ、出産一時金の金額を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第101号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第102号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第102号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第102号町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、町道下別府船迫線道路改良舗装工事に伴う路線の認定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第102号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第103号

○議長（田村 兼光君） 日程第13、議案第103号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第103号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、町道下別府船迫線道路改良舗装工事に伴う路線の変更であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第103号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、意見書案第10号すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書（案）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 意見書案第10号すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、アスベスト被害者と遺族の救済、被害の拡大を根絶する対策等アスベスト問題の早期の解決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 請願第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第15、請願第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に関する請願についてを議題とします。

本請願について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第3号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に関する請願、本請願について慎重に審査した結果、聴覚障害者が家庭、学校、地域社会において手話を使用して生活を営み、豊かな文化を享受できるよう、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう、手話言語法の制定を求めるものであり、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第3号について採決を行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16. 陳情第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第16、陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを議題とします。

本陳情について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡

充に関する陳情書、本陳情について審査した結果、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎、肝硬変で苦しむ患者の医療費助成を含む生活支援について、具体的な措置を早急に求めるものであり、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17. 陳情第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第17、陳情第2号2015年度教育条件整備陳情書についてを議題とします。

本陳情について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 陳情第2号2015年度教育条件整備陳情書、本陳情について慎重に審査した結果、専門医による健康診断の実施、加配教員の配置、英語講師の配置、冷暖房設備の完備等、教育条件の整備を求めるものであり、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより陳情第2号について採決を行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18. 請願第2号

○議長（田村 兼光君） ここで継続審査分です。

日程第18、請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願、本請願について慎重に審査した結果、協同労働の組合法の内容を十分検討する必要があるという意見があり、採択の結果、継続審査とするものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり継続することに決定しました。

日程第19. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第19、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第19、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

追加日程第 1. 意見書案第 1 1 号

追加日程第 2. 意見書案第 1 2 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。先ほどの請願第 3 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に関する請願並びに陳情第 1 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書について、意見書の提出を求める請願が採択されたことに伴い、宮下久雄議員並びに塩田文男厚生文教常任委員長から意見書案第 1 1 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）並びに意見書案第 1 2 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）が提出されています。

会議規則第 2 2 条の規定により、意見書案第 1 1 号並びに意見書案第 1 2 号について、日程を追加し、追加日程第 1 並びに追加日程第 2 として、意見書案第 1 1 号並びに意見書案第 1 2 号について議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 1 号並びに意見書案第 1 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 並びに追加日程第 2 として議題とすることに決定しましたので、ここで発議書を配付します。

〔発議書配付〕

○議長（田村 兼光君） お諮りします。追加日程第 1、意見書案第 1 1 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）並びに追加日程第 2、意見書案第 1 2 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）については、会議規則第 3 9 条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第 1、意見書案第 1 1 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）並びに追加日程第 2、意見書案第 1 2 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）については、本日即決することとします。

追加日程第 1、意見書案第 1 1 号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）につい

てを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書案第11号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成26年12月18日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員塩田昌生、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 宮下議員、提案理由の説明を求めます。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 既に御審議をいただきました請願と同じ内容でございます。それで、「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書を提出するものであり、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、法務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第11号について採決を行います。

意見書案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2、意見書案第12号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書案第12号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。平成26年12月18日、提出者、築上町議会厚生文教常任委員会委員長塩田文男、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 意見書案第12号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）について。

提案理由といたしまして、我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎で苦しむ患者が多く、国の法的責任は明確にされているものの医療費助成は限定されており、特に肝硬変、肝がんの患者は高額な医療費を負担せざるを得ないのが現状です。

また、肝疾患について身体障害者福祉法の障害認定、障害手帳が、医学上の認定基準が極めて厳しく、生活支援の実効性を発揮していません。国においては、医療費助成を含む生活支援について具体的な措置を早急に求めるものです。

よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第12号について採決を行います。

意見書案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程が全て終了しました。これで会議を閉じます。

町長からの挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には本日まで、3日に開会をいたしまして16日間、慎重に審議をしていただき、18議案全てを可決、または人事案件については同意をいただき、大変ありがとうございました。

ことしも余すところ10日余りとなりました。皆様には御自愛の上、よいお年をお迎えいただくようお願いいたします。お礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで平成26年第4回築上町議会定例会を閉会します。皆様御苦労さまでした。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員